

資料

法令

番号	法律名
A	大規模災害からの復興に関する法律
<全般的な救済援助措置>	
B	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(激甚災害法)
<被災者への救済援助措置>	
C-1	災害弔慰金の支給等に関する法律
C-2	被災者生活再建支援法

A

大規模災害からの復興に関する法律

背景

東日本大震災を踏まえた法制上の課題のうち、緊急を要するものについて措置した平成24年6月の災害対策基本法の改正法の附則及び附帯決議で、引き続き検討すべきとされた復興の枠組みについて、中央防災会議「防災対策推進検討会議」の最終報告(同年7月)も踏まえ、あらかじめ法的に用意するもの。

法律の概要

1 復興に関する組織等

- 復興対策本部の設置
内閣総理大臣は、大規模災害が発生した場合において、復興を推進するために特別の必要があると認めるときは、内閣府に復興対策本部を設置することができるものとする。
- 復興基本方針の策定
政府は、当該災害からの復興のための施策に関する基本的な方針を定めるものとする。

2 復興計画の作成等

- 大規模災害を受けた市町村が、土地利用の再編などによる円滑かつ迅速な復興を図るため、政府の復興基本方針等に即して、復興計画を作成できるものとする。
- 大規模災害を受けた都道府県が、復興基本方針に即して、都道府県復興方針を定めることができるものとする。

3 復興計画等における特別の措置

- 復興計画に関する協議会を設けて、そこでの協議等を経た復興計画を公表することで、土地利用基本計画の変更等をワンストップで処理できるものとする。
- 復興計画に記載された復興整備事業について、許認可等を緩和する特例を設けること。
- 復興の拠点となる市街地を整備するため一団地の復興拠点市街地形成施設に関する都市計画を設けること。
- 大規模災害を受けた市町村等からの要請により都道府県等が都市計画の決定等を代行できるものとする。等

4 災害復旧事業に係る工事の国等による代行

- 大規模災害による被害を受けた地方公共団体を補完するため要請に基づいて、漁港、道路、海岸保全施設、河川等の災害復旧事業について国等が代行できるものとする。

その他

- 国は、大規模災害が発生した場合、特別の必要があると認めるときは、別に法律で定めるところにより、復興のための財政上の措置等を速やかに講ずるものとする。等

背景

政府は、国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成措置を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、中央防災会議の意見を聴いた上で、政令でその災害を「激甚災害」として指定するとともに、当該激甚災害に対し適用すべき措置を併せて指定することとしている。

- 激甚災害に指定されると、地方公共団体の行う災害復旧事業等への国庫補助の嵩上げなど、特別の財政援助又は助成措置が講じられる。
- 激甚災害の指定は、中央防災会議が定めている、「激甚災害指定基準」(本激の基準)及び「局地激甚災害指定基準」(局激の基準)による

本激と局激の指定内容

本激と局激は、同じ激甚法に基づき措置が適用される。本激は災害対象区域が全国となるが、局激は災害対象区域が市町村となる。指定内容は、本激が対象災害と適用措置の2つを指定するのに対し、局激はこれに加えて災害対象区域(市町村)を指定する

制度の趣旨

災害により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して支給する災害障害見舞金及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付ける災害援護資金について規定するものとする。

この法律において「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

1. 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、条例の定めるところにより、政令で定める災害により死亡した住民の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うことができる。
2. 遺族は、死亡した者の死亡当時における配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあつた者を除く。)、子、父母、孫及び祖父母並びに兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。以下この項において同じ。)の範囲とする。ただし、兄弟姉妹にあつては、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合に限る。
3. 災害弔慰金の額は、死亡者一人当たり五百万円を超えない範囲内で死亡者のその世帯における生計維持の状況等を勘案して政令で定める額以内とする。

(災害による死亡の推定)

災害の際現にその場にいわせられた者につき、当該災害のやんだ後三月間その生死がわからない場合には、災害弔慰金に関する規定の適用については、その者は、当該災害によつて死亡したものと推定する。

(支給の制限)

災害弔慰金は、その災害による死亡がその死亡した者の故意又は重大な過失によるものである場合その他これを支給することが不適当と認められる政令で定める場合には、支給しない。

災害弔慰金の支給

(譲渡等の禁止)

1. 災害弔慰金の支給を受けることとなつた者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。
2. 災害弔慰金として支給を受けた金銭は、差し押さえることができない。

(非課税)

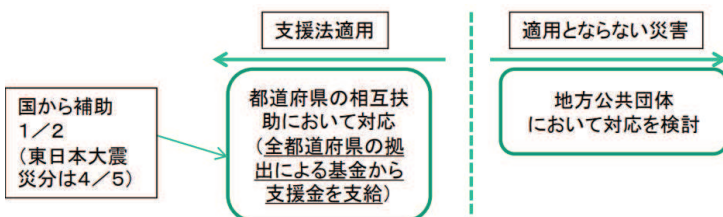
租税その他の公課は、災害弔慰金として支給を受ける金銭を標準として、課することができない。

(費用の負担)

1. 都道府県は、災害弔慰金に要する費用につき、その四分の三を負担するものとする。
2. 国は、前項の規定により都道府県が負担する費用につき、その三分の二を負担するものとする。

制度の趣旨

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。



制度の対象となる自然災害

10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村等

制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)
- ⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯(中規模半壊世帯)

支援金の支給申請

- (申請窓口) 市町村
 (申請時の添付書面) 基礎支援金: 罹災証明書、住民票 等
 加算支援金: 契約書(住宅の購入、賃借等) 等

東日本大震災復興交付金 基幹事業

資料2

※本リストは復興期間全体を通じた場合には、内容が変更となる可能性がある。

番号	事業名
文部科学省	
A-1	公立学校施設整備費国庫負担事業(公立小中学校等の新增築・統合)
A-2	学校施設環境改善事業(公立学校の耐震化等)
A-3	幼稚園等の複合化・多機能化推進事業
A-4	埋蔵文化財発掘調査事業
厚生労働省	
B-1	医療施設耐震化事業
B-2	介護基盤復興まちづくり整備事業 (「定期巡回・随時対応サービス」や「訪問看護ステーション」の整備等)
B-3	保育所等の複合化・多機能化推進事業
農林水産省	
C-1	農山漁村地域復興基盤総合整備事業 (集落排水等の集落基盤、農地等の生産基盤整備等)
C-2	農山漁村活性化プロジェクト支援(復興対策)事業 (被災した生産施設、生活環境施設、地域間交流拠点整備等)
C-3	震災対策・戦略作物生産基盤整備事業 (麦・大豆等の生産に必要となる水利施設整備等)
C-4	被災地域農業復興総合支援事業(農業用施設整備等)
C-5	漁業集落防災機能強化事業(漁業集落地盤嵩上げ、生活基盤整備等)
C-6	漁港施設機能強化事業(漁港施設用地嵩上げ、排水対策等)
C-7	水産業共同利用施設復興整備事業 (水産業共同利用施設、漁港施設、放流用種苗生産施設整備等)
C-8	農林水産関係試験研究機関緊急整備事業
C-9	木質バイオマス施設等緊急整備事業
国土交通省	
D-1	道路事業(市街地相互の接続道路等)
D-2	道路事業(高台移転等に伴う道路整備(区画整理))
D-3	道路事業(道路の防災・震災対策等)
D-4	災害公営住宅整備事業等 (災害公営住宅の整備、災害公営住宅に係る用地取得造成等)
D-5	災害公営住宅家賃低廉化事業
D-6	東日本大震災特別家賃低減事業
D-7	公営住宅等ストック総合改善事業(耐震改修、エレベーター改修)
D-8	住宅地区改良事業(不良住宅除却、改良住宅の建設等)
D-9	小規模住宅地区改良事業(不良住宅除却、小規模改良住宅の建設等)
D-10	住宅市街地総合整備事業(住宅市街地の再生・整備)
D-11	優良建築物等整備事業
D-12	住宅・建築物安全ストック形成事業(住宅・建築物耐震改修事業)
D-13	住宅・建築物安全ストック形成事業(がけ地近接等危険住宅移転事業)
D-14	造成宅地滑動崩落緊急対策事業
D-15	津波復興拠点整備事業
D-16	市街地再開発事業
D-17	都市再生区画整理事業(被災市街地復興土地区画整理事業等)
D-18	都市再生区画整理事業(市街地液状化対策事業)
D-19	都市防災推進事業(市街地液状化対策事業)
D-20	都市防災推進事業(都市防災総合推進事業)
D-21	下水道事業
D-22	都市公園事業
D-23	防災集団移転促進事業
環境省	
E-1	低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業

出典:復興庁_東日本大震災復興交付金 基幹事業 概要

A-1. 公立学校施設整備費国庫負担事業 (公立小中学校等の新增築・統合)

事業概要

復興のための地域づくりに必要な、公立義務教育諸学校における新增築事業(学校統合に伴う新增築事業を含む)。

補助対象

- 公立義務教育諸学校(*)の校舎・屋内運動場・寄宿舎の新增築
- 公立小・中学校の統合により必要となる校舎、屋内運動場の新增築
(* 公立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校小・中学部)

補助要件

対象施設の保有面積が、当該学校の学級数に応じた定められる必要面積(*)を下回っていること等(公立学校施設整備費負担金制度と同様)

*「公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目」において規定。

交付団体

都道府県・市町村

事業実施主体

都道府県・市町村

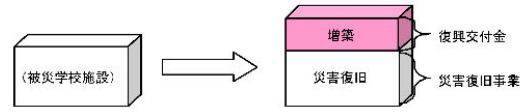
基本国费率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。
国: 1/2、地方公共団体: 1/2

<対象となる事業の具体的なイメージ>

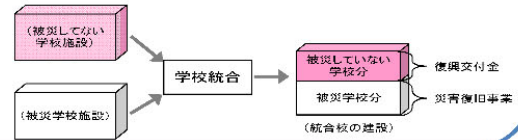
○被災した学校施設において復旧事業と一体で行う増築

※災害復旧事業の対象とならない部分(被災前の保有面積を超える部分)が対象



○被災した学校と被災していない学校を統合して新しい学校を整備する事業

※被災していない学校施設に該当する部分が対象



A-2. 学校施設環境改善事業 (公立学校の耐震化等)

事業概要

復興のための地域づくりに必要となる公立学校施設の耐震化、改修事業等。

補助対象

公立学校(*)の校舎・屋内運動場・寄宿舎等の耐震補強、改築、老朽化に伴う改修、非構造部材の耐震化、避難階段や備蓄倉庫の整備等

(* 公立の幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校等)

補助要件

- 耐震補強: Is値0.7未満であること等
- 改築: 老朽化等により、構造上危険な状態にあること等
- 老朽化に伴う改修: 建築後20年以上経過していること等(上記を含め、学校施設環境改善交付金と同様)

交付団体

都道府県・市町村

事業実施主体

都道府県・市町村

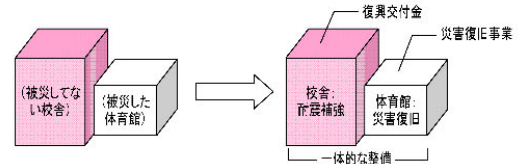
基本国费率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。

- 耐震補強: 国: 1/3(*2/3等)、地方公共団体: 2/3(*1/3等)
*Is値0.3未満である場合等
- 改築: 国: 1/3(*1/2)、地方公共団体2/3(*1/2)
*Is値0.3未満かつコンクリート強度10N未満である場合等
- 老朽化に伴う改修: 国: 1/3、地方公共団体2/3等

<対象となる事業の具体的なイメージ>

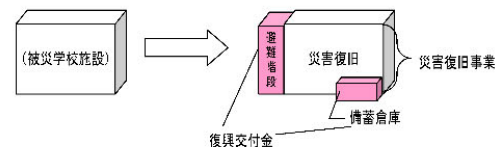
○被災した学校施設の復旧事業と一体的に行う耐震補強



○被災した学校施設の復旧事業と併行して行う

屋上への避難階段や備蓄倉庫等の整備

※避難階段等は、被災前にはなかったものが対象。



A-3. 幼稚園等の複合化・多機能化推進事業

事業概要

被災地の復興に際し、子どもと子育てを身近な地域で支える観点から、認定こども園(幼稚園機能部分)の整備による、幼稚園等の複合化、多機能化を図るための整備に重点的な財政支援を行うもの。

補助対象・補助要件

認定こども園(幼稚園機能部分)の整備により、幼稚園等を複合化、多機能化する際の整備費

交付団体

都道府県

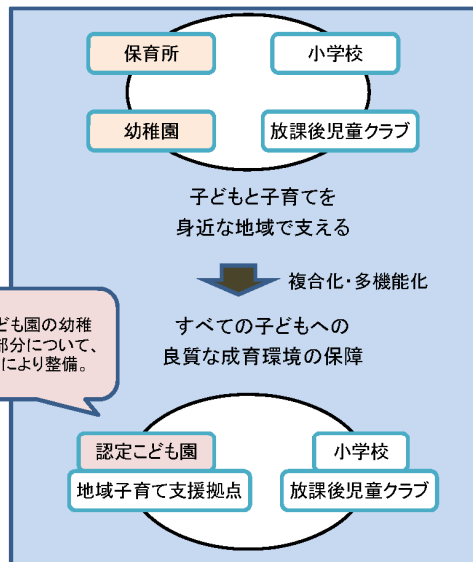
事業実施主体

市町村、学校法人等

基本国費率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。

国:1/2、地方公共団体:1/4、事業主:1/4



※認定こども園の保育所機能部分、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点など子育て関連施設の整備については、「7. 保育所等の複合化・多機能化推進事業」により行う。

A-4. 埋蔵文化財発掘調査事業

事業概要

個人住宅・店舗等の新築、改修等、震災復興に伴う埋蔵文化財発掘調査を迅速に実施するために必要となる費用を支援するための事業。

補助対象・補助要件

- ①大規模な開発事業等が予想される地域において、埋蔵文化財の所在の有無、所在する場合の範囲及び性質(年代等)を明らかにし、開発事業等の内容、スケジュール等を調整するために行う遺跡の試掘等による総合調査
- ②埋蔵文化財の記録の作成又は保存に必要な資料を得るために行う発掘調査及び発掘された資料の保存整理 等

交付団体

都道府県・市町村

事業実施主体

都道府県・市町村

基本国費率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。

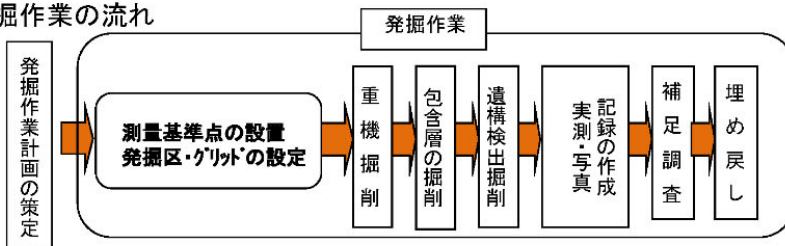
国:1/2

地方公共団体(都道府県・市町村):1/2

発掘調査



発掘作業の流れ



B-1. 医療施設耐震化事業

事業概要

災害発生時に診療拠点となる災害拠点病院、重篤な患者を24時間体制で受け入れる救命救急センターの耐震化整備を促進。

補助対象

特定被災地方公共団体に所在する未耐震の災害拠点病院、救命救急センターを有する病院が行う耐震化のための新築、増改築、耐震補強工事

補助要件

<病床過剰地域>

新築建替の場合、整備を行う病棟の病床数の10%以上削減

<病床非過剰地域>

新築建替の場合、当該医療機関の病棟の病床利用率が過去3ヶ年(暦年)平均で80%未満であれば、病床を削減(削減割合は、県医療審議会等の意見を聞いた上で決定)

交付団体

都道府県

事業実施主体

災害拠点病院、救命救急センター

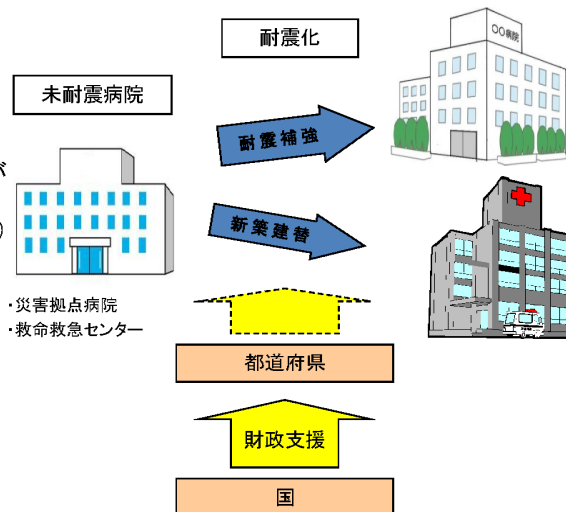
基本国費率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。

国1/2、県1/2以内、事業主1/2以内

<基準額(基準面積×補助単価)>

災害拠点病院、救命救急センター：約23.8億円



B-2. 介護基盤復興まちづくり整備事業 (「定期巡回・随時対応サービス」や「訪問看護ステーション」の整備等)

事業概要

被災地において、日常生活圏で医療・介護等のサービスを一体的・継続的に提供する「地域包括ケア」の体制を整備するため、既存の介護基盤緊急整備等臨時特例基金を活用して小規模特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の基盤整備を行うことに加え、訪問看護ステーション等を建設するなど、地域において連携して機能するためのモデル的な事業を行う。

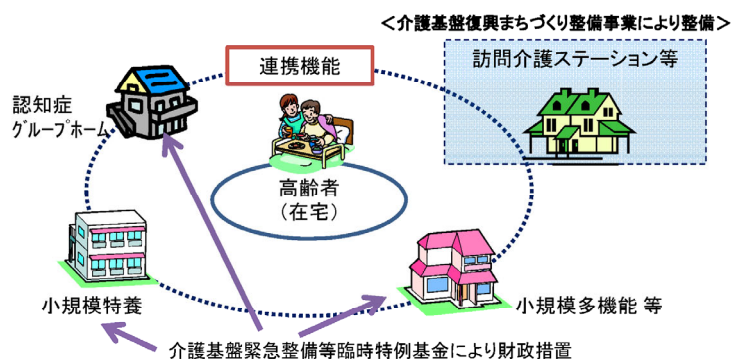
補助対象・補助要件

復興計画支援高齢者ニーズ調査等で把握された市町村のニーズに応じて、在宅サービス等を行う拠点を整備する。

<具体例>

大規模施設が全壊・半壊した場合等に、大規模施設を建てる代わりに、同一法人等が主体となって、小規模特養、グループホーム、その他の訪問介護ステーション等を建設するなど、地域において連携して機能するためのモデル的な事業

(事業のイメージ図)



交付団体

都道府県

事業実施主体

市町村、社会福祉法人等

基本国費率

国: 定額(1か所あたり3,000万円)

B-3. 保育所等の複合化・多機能化推進事業

事業概要

被災地の復興に際し、子どもと子育てを身近な地域で支える観点から、認定こども園(保育所機能部分)、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点など子育て関連施設の複合化、多機能化を図るための整備に重点的な財政支援を行うもの。

補助対象・補助要件

保育所、認定こども園(保育所機能部分)、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点など子育て関連施設を複合化、多機能化する際の整備費

交付団体

都道府県

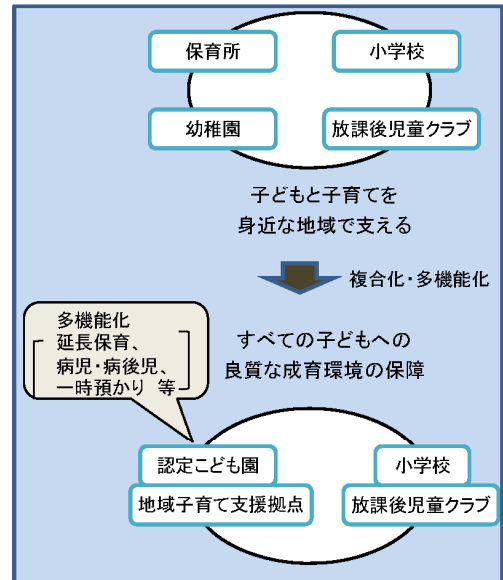
事業実施主体

市町村、社会福祉法人等

基本国費率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。

国: 1/2、地方公共団体: 1/4、事業主: 1/4



※認定こども園の幼稚園機能部分の整備については、「3. 幼稚園等の複合化・多機能化推進事業」により行う。

C-1. 農山漁村地域復興基盤総合整備事業 (集落排水等の集落基盤、農地等の生産基盤整備等)

事業概要

農山漁村地域の復興に必要な農地・農業用施設等の生産基盤、集落排水施設等の集落基盤等の総合的な整備を実施、農地・宅地の一体的な整備等、被災地域の多様なニーズに対応した事業を実施。

補助対象

復興に必要な農地・農業用施設等の生産基盤、集落排水施設等の集落基盤等の整備、農地・宅地の一体的整備等

ほ場整備、農用地開発、農道整備、農業集落道整備、営農飲料用水施設整備、農業集落排水施設整備、復興一体事業、草地畜産基盤整備、森林環境保全整備、森林居住環境整備、漁港環境整備 等

補助要件

被災地域の生産基盤、集落基盤整備等の実施により、農山漁村地域の復興が図られること。

交付団体

都道府県、市町村

事業実施主体

都道府県、市町村、民間団体

基本国費率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。
※事業内容により、基本国費率が異なる。

- ①実施計画(事業実施に必要となる調査・設計)について、国: 定額
- ②上記①以外について、国: 1/2、地方公共団体: 1/2(中山間地域(5法指定地域等)については、国: 55%、地方公共団体: 45%)



C-2. 農山漁村活性化プロジェクト支援（復興対策）事業 （被災した生産施設、生活環境施設、地域間交流拠点整備等）

事業概要

東日本大震災により被災した生産施設、生活環境施設、地域間交流拠点施設等の整備、補強、機能強化等を支援し、安心・安全な農山漁村への定住・交流等の促進を図る。

補助対象

- ① 被災した生産施設、生活環境施設、地域間交流拠点施設の整備等
- ② 災害により人命に多大な影響を及ぼすおそれのある施設の整備、補強、機能強化等

補助要件

被災した地域の復興とともに、農山漁村の活性化のための定住及び地域間交流等の促進が図られること。

交付団体

都道府県、市町村

事業実施主体

都道府県、市町村、
農林漁業者等の組織する団体 等

基本国費率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。

国費：1/2以内、
事業実施主体：国費残分

○施設の被災状況、整備の例



活性化施設の被災状況



沈下した基礎部の補修、補強



柱・梁の歪みの補修、補強

C-3. 震災対策・戦略作物生産基盤整備事業 （麦・大豆等の生産に必要な水利施設整備等）

事業概要

東日本大震災により著しい被害を受けた地域において、農地・農業水利施設の整備をきめ細かく実施し、経営規模の拡大や戦略作物・地域振興作物の生産を促進

補助対象

- ① 畦畔除去等による農地の区画拡大、暗渠排水による汎用化
- ② 農業水利施設の整備・更新

補助要件

戦略作物または地域振興作物の作付が図られること

交付団体

都道府県、市町村

事業実施主体

都道府県、市町村、
農業者等の組織する団体（土地改良区等）

基本国費率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。

国：1/2、事業実施主体：1/2
（中山間地域（6法指定地域等）については、
国：55%、事業実施主体：45%）

定額（自力施工等による区画拡大（10万円/10a等）、暗渠排水（15万円/10a））

【事業内容のイメージ】



農地区画の拡大



暗渠排水の設置



農業用水路の設置



老朽水路の改修

C-4. 被災地域農業復興総合支援事業 (農業用施設整備等)

事業概要

東日本大震災により被災した市町村が策定する復興計画に掲げられた農業復興を実現するため、市町村が農業・加工用施設の整備等を行い、被災農業者等へ貸与することで農業復興を支援。

補助対象

- ① 生産・加工・流通・販売に必要なハウス、水耕栽培施設、農業用水施設、育苗施設、乾燥調製貯蔵施設、処理加工施設、集出荷施設などの農業用施設
- ② トラクター、田植機、コンバイン等の農業用機械

補助要件

被災農業者等への貸与を目的とした施設の整備等であること

交付団体

都道府県

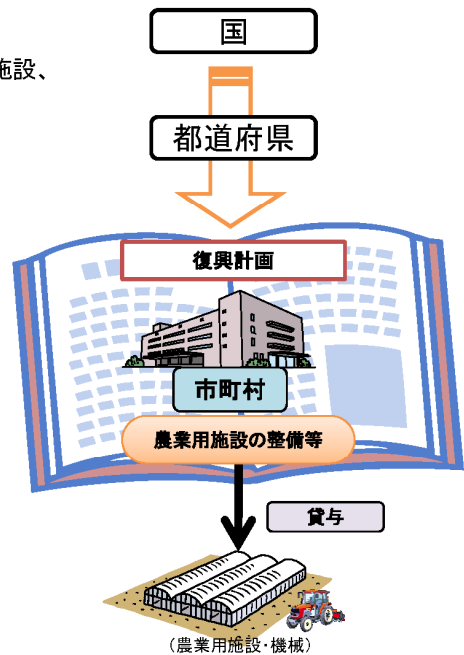
事業実施主体

市町村

基本国費率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。

国:1/2、地方公共団体:1/2



C-5. 漁業集落防災機能強化事業 (漁業集落地盤高上げ、生活基盤整備等)

事業概要

被災地の漁業集落において、安全安心な居住環境を確保するための地盤高上げ、生活基盤や防災安全施設の整備等を実施し、災害に強い漁業地域づくりを推進。

補助対象

- ① 漁業集落地盤高上げ・切盛土
- ② 漁業集落排水施設や集落道等の生活基盤の整備、漁港との連絡道の整備
- ③ 高台等の避難地、避難路等の防災安全施設の整備

補助要件

- ・ 300人以上5,000人以下の漁業集落
※ただし、過疎地域等の指定を受けている地域においては人口の下限値を50人に緩和
- ・ 漁家比率1位又は漁業依存度1位の集落

(注)上記要件に合致しない集落については具体的な要望を踏まえて検討

交付団体

都道府県

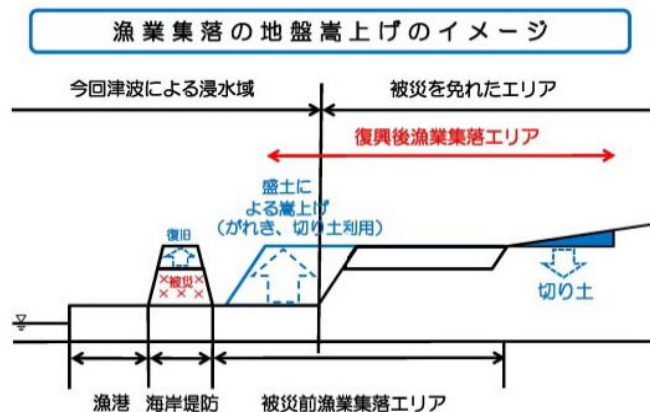
事業実施主体

市町村

基本国費率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。

国:1/2、市町村:1/2



C-6. 漁港施設機能強化事業 (漁港施設用地嵩上げ、排水対策等)

事業概要

被災地の漁港において、漁港機能の集約・役割分担を踏まえた復旧・復興の方針に基づき、災害復旧事業と連携し、地震・津波等に対する防波堤、岸壁等の機能強化のための改良工事や地盤沈下に対応した漁港施設用地の嵩上げ・排水対策等を実施し、漁港機能の速やかな回復を図る。

補助対象

- 防波堤、岸壁等の機能強化、航路・泊地、避難路等の整備
- 地盤沈下に対応した漁港施設用地等(水産加工場用地など民有地を含む)の嵩上げ、排水対策

補助要件

防波堤、岸壁等の機能強化や漁港施設用地等の地盤沈下対策が必要な市町村営漁港であること

交付団体

都道府県

事業実施主体

市町村

基本国費率

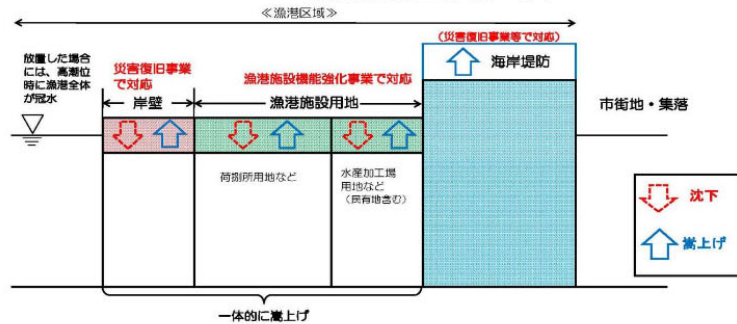
※別途、地方負担軽減措置を講じる。

国:1/2、市町村:1/2
(北海道、離島における嵩上げ有り)

事業内容の例 ＜漁港施設の浸水状況＞



＜漁港の嵩上げイメージ＞



C-7. 水産業共同利用施設復興整備事業 (水産業共同利用施設、漁港施設、放流用種苗生産施設整備等)

事業概要

本格的な水産業の復興に向け、被災した市町村が所有する水産業共同利用施設等の整備に対して支援。

補助対象

- ① 市町村が所有する水産業共同利用施設のうち、衛生機能の高度化等を図る施設の整備
- ② 市町村が所有する放流用種苗生産施設のうち、種苗生産機能の効率化・高度化等を図る施設の整備
- ③ 市町村が管理する漁港の機能回復や漁港環境の向上に資する施設の整備
- ④ 市町村が策定する復興計画等に基づく水産加工流通施設の整備

補助要件

東日本大震災により被災した施設及び漁港またはその後集落に関連する施設の整備であること等

交付団体

都道府県・市町村

事業実施主体

補助対象①～③:市町村
補助対象④:民間団体

基本国費率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。

補助対象①～③の場合＝国:1/2、市町村:1/2

補助対象④の場合＝国:1/2、市町村:3/8、民間団体:1/8



荷さばき施設



水産加工処理施設



魚類・貝類種苗生産施設



さけ・ます種苗生産施設



岸壁等の軽劣化施設



漁港環境整備施設

C-8. 農林水産関係試験研究機関緊急整備事業

事業概要

農林水産業が基幹産業となっている被災市町村の一日も早い復興を支援するため、地域の農林水産業を技術面から支えている県の農林水産試験研究機関について、その施設等を整備。

補助対象

被災県の
 ・農業関係試験研究施設
 (研究棟、実験温室等)
 ・森林・林業関係試験研究施設
 (研究棟、木材試験棟等)
 ・水産関係試験研究施設
 (研究棟、飼育実験棟、調査船等)
 等の整備

補助要件

県の試験研究施設等であること

交付団体

都道府県

事業実施主体

都道府県

基本国費率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。
 国:1/2、県:1/2



技術的サポート

- 漁業・養殖業再開に向けた技術的指導
- 水産資源の来遊予測・漁場環境調査
- 耐塩性品種の選抜
- 不良環境下での栽培技術の開発
- 海岸防災林の整備、保育管理技術の開発
- 農林水産物、食品、土壌分析 等

基幹産業である農林水産業の復興

被災市町村の一日も早い復興

C-9. 木質バイオマス施設等緊急整備事業

事業概要

被災地域の復興に向け、木質バイオマスや小水力等再生可能エネルギー供給施設等の整備や木造公共建築物の整備等により、地域の資源を活用した新しいまちづくりを推進。

1. 木質バイオマス関連施設の整備

補助対象

- ・震災で大量発生した木質系廃棄物を利用する発電施設・熱供給施設の整備を支援
- ・木質系廃棄物の処理終了後は未利用間伐材を活用してエネルギーを持続的・安定的供給

補助要件

東日本大震災で生じた木質系廃棄物を利用すること

交付団体

都道府県

事業実施主体

都道府県、市町村

基本国費率

国:1/2、地方公共団体:1/2



2. 木造公共建築物の整備

補助対象

- ・被災地における木造公共建築物の整備

補助要件

地域材を活用し、波及・PR効果の高い施設であること

交付団体

都道府県

事業実施主体

都道府県、市町村

基本国費率

国:1/2、地方公共団体:1/2



3. 再生可能エネルギー導入調査設計・施設整備

補助対象

- ・小水力・太陽光発電設備など再生可能エネルギー導入に係る調査設計や施設整備を支援

補助要件

小水力等再生可能エネルギー供給施設導入の実施可能性が高いと見込まれること

交付団体

都道府県

事業実施主体

都道府県、市町村

基本国費率

【調査設計】国:定額

【施設整備】国:1/2、地方公共団体:1/2



※基本国費率のほか、別途、地方負担軽減措置を講じる。

D-1. 道路事業（市街地相互の接続道路等）

事業概要

津波により壊滅的な被害を受けた地域における復興計画等に位置付けられた市街地相互の接続道路等の整備を実施。

補助対象・補助要件

地方公共団体が策定する復興計画等に位置付けられた道路整備（補助国道、都道府県道、市町村道）

交付団体

都道府県・市町村

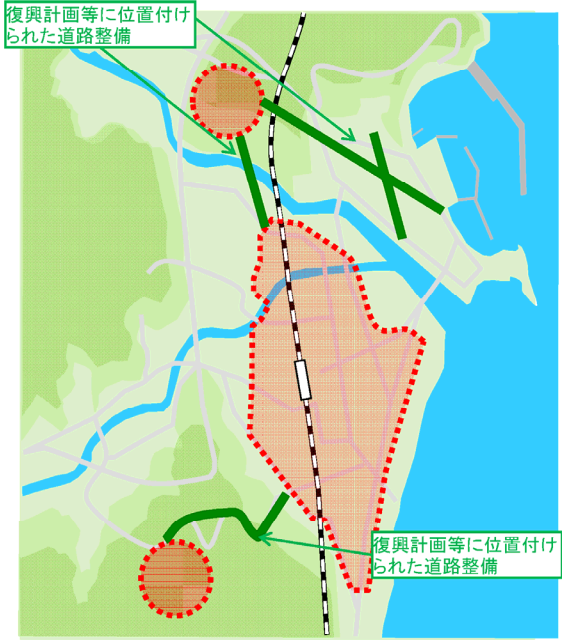
事業実施主体

都道府県・市町村

補助率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。

国：5.5/10～7.0/10，地方公共団体：4.5/10～3.0/10



土地区画整理事業予定地区
※復興計画等に位置付けのない都市間のネットワーク整備等は対象外

D-2. 道路事業（高台移転等に伴う道路整備（区画整理））

事業概要

津波により壊滅的な被害を受けた地域における復興計画等に位置付けられた高台移転等に伴う道路整備（区画整理）を実施。

補助対象・要件

地方公共団体が策定する復興計画等に位置付けられた道路整備（補助国道、都道府県道、市町村道）

交付団体

都道府県・市町村

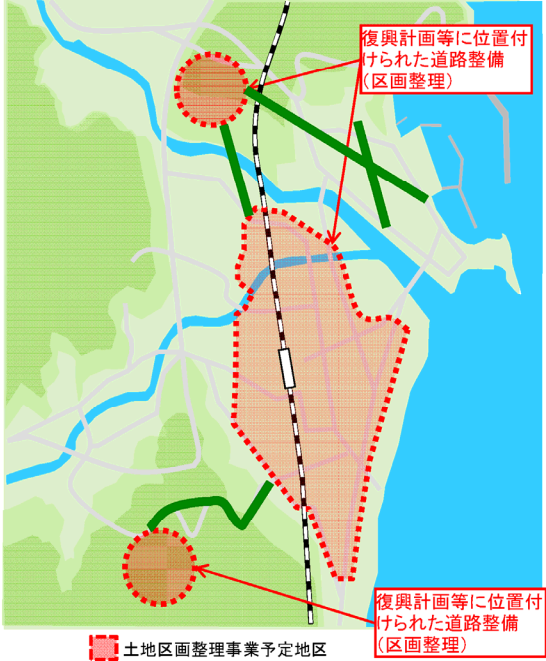
事業実施主体

都道府県・市町村

補助率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。

国：5.5/10～7.0/10，地方公共団体：4.5/10～3.0/10



土地区画整理事業予定地区
復興計画等に位置付けられた道路整備（区画整理）

D-3. 道路事業 (道路の防災・震災対策等)

事業概要

津波により壊滅的な被害を受けた地域における復興計画等に位置付けられた道路の防災・震災対策等を実施。

補助対象・要件

地方公共団体が策定する復興計画等に位置付けられた道路(市町村道)の防災・震災対策等

交付団体

市町村



道路斜面の崩落
(東日本大震災での被災)

事業実施主体

市町村

補助率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。

国:5.5/10~7.0/10,地方公共団体:4.5/10~3.0/10



橋脚の耐震補強
(東日本大震災でも地震動による損傷無し)

D-4. 災害公営住宅整備事業等 (災害公営住宅の整備、災害公営住宅に係る用地取得造成等)

事業概要

東日本大震災による被災者の居住の安定確保を図るため、災害公営住宅の整備等に係る費用を支援する。

補助対象・補助要件・基本国費率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。

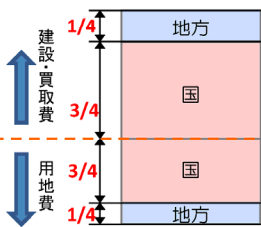
- ① 災害公営住宅整備事業
 - ・住宅の建設・買取費 (国:3/4,地方:1/4)
 - ・住宅の借上げに係る建設・改良費 (国:3/5,地方:1/5,民間:1/5)
- ② 災害公営住宅用地取得造成費補助事業 (国:3/4,地方:1/4)
 - ・住宅の建設等に伴う土地取得費、造成費等
- ③ 被災者向け公営住宅改修事業 (国:3/4,地方:1/4)
 - ・被災者向け買取公営住宅・空家公営住宅の改修費
- ④ 災害復興型地域優良賃貸住宅整備事業
 - ・住宅の建設費 (国:15/100,地方:5/100,民間:80/100)
 - ・住宅の改良費 (国:3/5,地方:1/5,民間:1/5)

⑤ 高齢者生活支援施設等併設事業

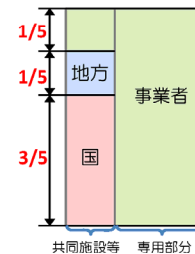
・公的賃貸住宅に併設する高齢者生活支援施設、障害者福祉施設、子育て支援施設の整備費用 (国:1/2,地方:1/6,民間:1/3)

イメージ

① 建設・買取の場合



② 借上げの場合



交付団体

都道府県・市町村

事業実施団体

都道府県・市町村・民間事業者等

備考

○ 東日本大震災復興特別区域法により、以下の特例措置を実施予定

- (i) 災害公営住宅の入居者資格の特例(同居親族要件・収入基準要件の特例適用期間の延長)
- (ii) 災害公営住宅の処分要件の特例
 - 譲渡年限の短縮化 (耐用年限の1/4 → 耐用年限の1/6)
 - 譲渡対価の用途の拡大 (地域住宅計画に基づく事業を追加)

D-5. 災害公営住宅家賃低廉化事業

事業概要

東日本大震災による被災者向けに整備された災害公営住宅について、入居者の居住の安定確保を図るため、当該災害公営住宅の家賃低廉化に係る費用を支援する。

補助対象・補助要件

東日本大震災の被災者に賃貸又は転貸する災害公営住宅に係る家賃の低廉化に要する費用

交付団体

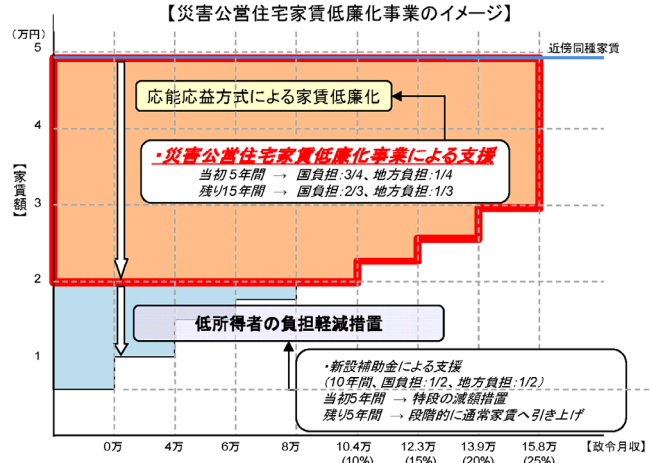
都道府県・市町村

事業実施主体

都道府県・市町村

基本国費率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。



供給方法	補助率等	補助期間
①建設・買取り	2/3(ただし、激基法第22条第1項に基づく災害公営住宅については当初5年間は3/4)	20年
②借上げ	2/3(ただし、激基法第22条第1項に規定する政令で定める地域にあった住宅を借り上げた公営住宅については、当初5年間は3/4)	借上期間

D-6. 東日本大震災特別家賃低減事業

事業概要

応急仮設住宅等に居住する低所得の被災者が、円滑に恒久住宅に移行し、速やかに生活再建ができるよう、災害公営住宅等の家賃を、一定期間、入居者が無理なく負担しうる水準まで低廉化するため、地方公共団体が実施する家賃減免に係る費用を支援する。

補助対象・補助要件

○ 東日本大震災の被災者に賃貸又は転貸する災害公営住宅等に居住する入居者の家賃について、地方公共団体が、入居者が無理なく負担しうる水準まで減免する場合に要する費用。

○ 家賃の減免については、以下の考え方により実施

- ・当初5年間: 特段の減額措置
- ・以降5年間: 段階的に通常家賃へ引き上げ

交付団体

都道府県・市町村

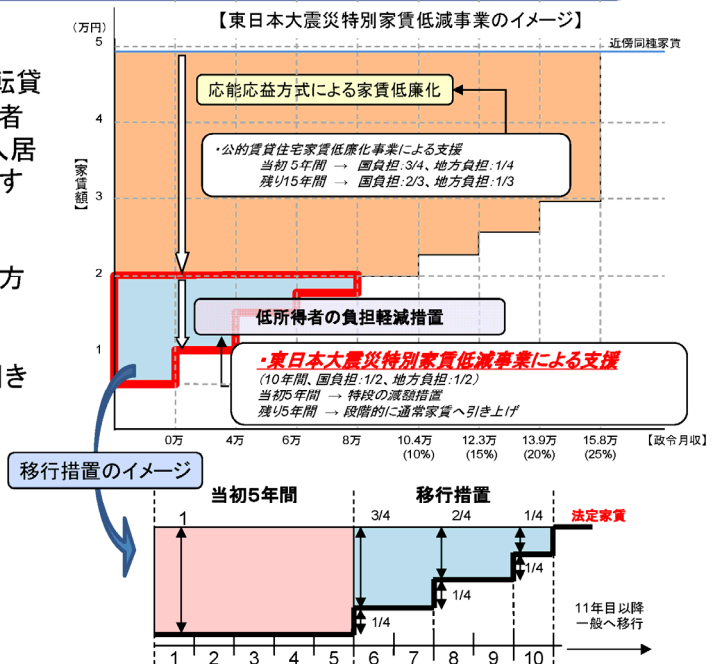
事業実施主体

都道府県・市町村

基本国費率

1/2

※別途、地方負担軽減措置を講じる。



D-7. 公営住宅等ストック総合改善事業 (耐震改修、エレベーター改修)

事業概要

公営住宅団地等の地域における防災拠点化を図るため、既存の公営住宅、改良住宅等を対象とした耐震改修、昇降機改修を促進する。

補助対象・補助要件

【対象住宅】

- ・ 公営住宅
- ・ 特定公共賃貸住宅等
- ・ サービス付き高齢者向け住宅等
- ・ 改良住宅等

【対象とする費用】

- ① 耐震改修
既存公営住宅等を対象とした耐震改修工事に係る費用
- ② 既設昇降機の安全確保
既設公営住宅等の昇降機を対象とした、主要機器の耐震補強措置、戸開走行保護装置の設置、P波感知型地震時管制運転装置の設置に係る改修工事に係る費用



外付けブレースによる耐震改修

交付団体 都道府県・市町村

事業実施主体 都道府県・市町村

基本国費率 国：概ね45%、地方：概ね55%（改良住宅等の場合 国：1/2、地方：1/2）

※別途、地方負担軽減措置を講じる。

D-8. 住宅地区改良事業 (不良住宅除却、改良住宅の建設等)

事業概要

不良住宅が密集すること等によって保安、衛生等に関し危険又は有害な状況にある地区において、地方公共団体が不良住宅をすべて除却し、従前居住者向けの住宅(改良住宅)を建設するとともに、生活道路、児童遊園等を整備する。

補助対象

- ① 不良住宅の買収・除却
- ② 改良住宅整備・用地取得
- ③ 公共施設・地区施設整備

補助要件

【対象地区要件】

- ・ 面積 0.15ha以上
 - ・ 不良住宅戸数 50戸以上
 - ・ 不良住宅率 80%以上
 - ・ 住宅戸数密度 80戸/ha以上
- ※不良住宅：主として居住の用に供される建築物等でその構造又は設備が著しく不良な住宅。東日本大震災により著しい損害を受けた住宅を含む。

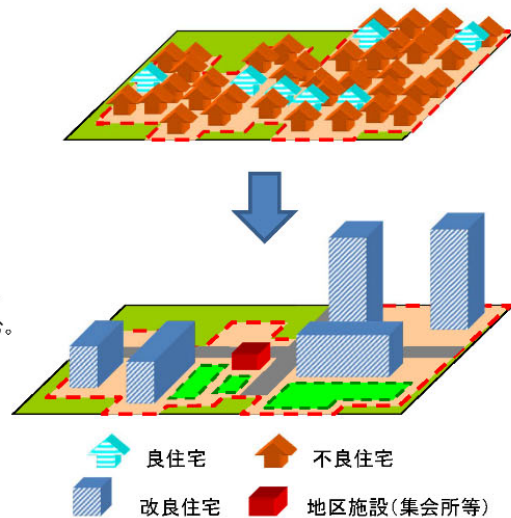
交付団体 市町村・都道府県

事業実施主体 市町村・都道府県

基本国費率 国：1/2、地方公共団体：1/2

※別途、地方負担軽減措置を講じる。

- ① 不良住宅の買収・除却 国：1/2、地方公共団体：1/2
- ② 改良住宅整備・用地取得 国：2/3、地方公共団体：1/3
- ③ 公共施設・地区施設整備 国：2/3、地方公共団体：1/3



D-9. 小規模住宅地区改良事業 (不良住宅除却、小規模改良住宅の建設等)

事業概要

不良住宅が集合すること等により生活環境の整備が遅れている地区において、地方公共団体が不良住宅を除却し、従前居住者向けの住宅(小規模改良住宅)を建設するとともに、生活道路、児童遊園等を整備する。

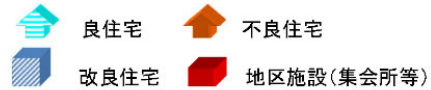
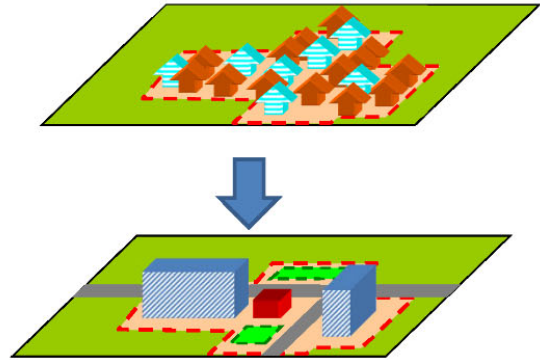
補助対象

- ①不良住宅の買収・除却
- ②小規模改良住宅整備
- ③小規模改良住宅用地取得、公共施設・地区施設整備

補助要件

【対象地区要件】

- ・不良住宅戸数 15戸以上
(過疎地域、離島振興対策実施地域、豪雪地帯又は振興山村の区域における激甚災害に係る事業の場合は5戸以上)
 - ・不良住宅率 50%以上
- ※下線部は、平成27年度までに復興交付金事業計画(仮称)を提出した場合
 ※不良住宅:主として居住の用に供される建築物等でその構造又は設備が著しく不良な住宅。災害により著しく損壊した住宅を含む。



交付団体

市町村・都道府県

事業実施主体

市町村・都道府県

基本国費率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。

- | | |
|--------------------------|---|
| ①不良住宅の買収・除却 | 国: 1/2, 地方公共団体: 1/2 (跡地非公共 国: 1/3, 地方公共団体: 2/3) |
| ②小規模改良住宅整備 | 国: 2/3, 地方公共団体: 1/3 |
| ③小規模改良住宅用地取得、公共施設・地区施設整備 | 国: 1/2, 地方公共団体: 1/2 |

D-10. 住宅市街地総合整備事業 (住宅市街地の再生・整備)

事業概要

老朽住宅等の建替えと公共施設の整備を促進し、住環境改善、防災性の向上等を図るため、敷地の共同化や避難路整備等により、住宅市街地の再生・整備を総合的に行う事業。

補助対象

- 整備計画策定等事業(整備計画、事業計画策定等)
- 市街地住宅等整備事業(共同施設整備、公共空間整備等)
- 居住環境形成施設整備事業(老朽建築物除去、地区公共施設整備等)
- 関連公共施設整備事業(道路、都市公園、下水道、河川等)等

補助要件

【対象地区要件】

- 重点整備地区を一つ以上含む地区であること。
- 整備地区の面積が概ね5ha以上(重点供給地域は概ね2ha以上)であること。
- 原則として住戸戸数密度が30戸/ha以上の地区であること。等

交付団体

都道府県・市町村

事業実施主体

都道府県・市町村・民間等

基本国費率

- ※別途、地方負担軽減措置を講じる。
- 国: 1/3、地方: 1/3、民間1/3
 国: 2/5、地方: 2/5、民間1/5 等



D-11. 優良建築物等整備事業

事業概要

東日本大震災による被災市街地の早期復興を図るため、市街地環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給を推進する。

補助対象

型	タイプ	概要	新築 or 改修
優良再開発型	共同化タイプ	被災した住宅等の地権者が敷地の共同化を行い建築物を整備する事業(任意の再開発)	新築
	市街地環境形成タイプ	被災市街地等において、地区計画・建築協定の区域内で協調的な建築物を整備する事業	新築
	マンション建替タイプ	被災したマンションの建替を行う事業	新築
市街地住宅供給型	住宅複合利用タイプ	被災地において共同住宅を整備する際に、他の施設との複合的な建築物として整備する事業	新築
	中心市街地共同住宅供給タイプ	中心市街地における優良な共同住宅の供給を行う事業	新築
既存ストック再生型	—	既存建築物ストックのバリアフリー性能、省エネ性能、耐震性能等を向上させる事業	改修

補助要件

<事業要件>

- ・ 地区面積が原則として 500㎡以上
又は敷地面積300㎡以上
ただし、既存ストック再生型については
地区面積300㎡以上
- ・ 地上3階以上で、耐火建築物または
準耐火建築物等

<補助対象費用> ①調査設計計画

- ②土地整備(除去費等)
- ③共同施設整備
(共用通行部分、空地等の整備)

交付団体

都道府県、市町村

事業実施主体

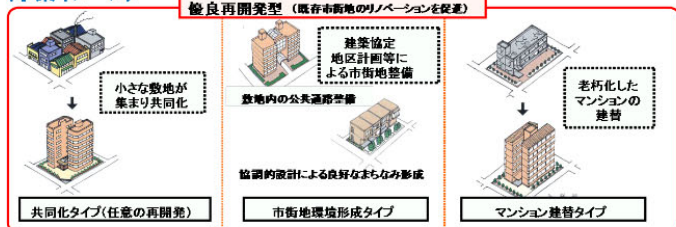
都道府県、市町村、民間事業者等

基本国費率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。

国:2/5、地方:2/5、民間事業者等:1/5

(事業イメージ)



優良再開発型(既存市街地のリノベーションを促進)

建築協定
地区計画等による市街地整備

敷地内の公共道路整備

協調的デザインによる良好なまちなみ形成

老朽化した
マンションの
建替

小さな敷地が
集まり共同化

共同化タイプ(任意の再開発)

市街地環境形成タイプ

マンション建替タイプ

D-12. 住宅・建築物安全ストック形成事業

(住宅・建築物耐震改修事業)

事業概要

住宅・建築物ストックの最低限の安全性確保を総合的かつ効率的に促進する事業。「減災」の考え方に基づき、「逃げる」という視点も含めた対策を実施し、災害時に重要な役割を担う緊急輸送道路沿道住宅建築物、避難路沿道住宅建築物及び避難所等の耐震化を行う。

補助対象

- ①緊急輸送道路沿道の住宅、建築物
 - ②避難路沿道等の住宅、建築物
 - ③避難所等
- における耐震診断、耐震改修等

補助要件

- ①地域防災計画に位置づけられた緊急輸送道路で、耐震改修促進計画において、耐震化を図るべき緊急輸送道路として位置づけられたもの。
 - ②避難路又は避難地が地域防災計画に位置づけられた避難路又は避難地、若しくは耐震改修促進計画に位置づけられた避難路であること。
 - ③避難所等として地域防災計画に位置づけられているか又は位置づけられることが確実であること。
- ※上記の他、建物要件あり。

交付団体

都道府県・市町村

事業実施主体

都道府県・市町村・民間等

基本国費率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。

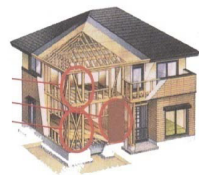
【耐震改修】

緊急輸送道路沿道及び避難所等: 国:1/3、地方:2/3(公共建築物)
国:1/3、地方:1/3、民間1/3(民間建築物)
避難路沿道: 国:1/6、地方5/6(公共建築物)
国:1/6、地方1/6、民間4/6(民間建築物)

○耐震改修イメージ

<戸建て住宅>

- 筋交いの設置
- 構造用合板の設置
- 筋交いの設置



【耐震診断】

民間実施: 国:1/3、地方1/3、民間1/3
地方公共団体実施: 国:1/2、地方:1/2(住宅)
国:1/3、地方:2/3(建築物)
(緊急輸送道路沿道は国:1/2、地方1/2)

D-13. 住宅・建築物安全ストック形成事業 (かけ地近接等危険住宅移転事業)

事業概要

かけ崩れ、土石流、雪崩、地すべり、津波、高潮、出水等の危険から住民の生命の安全を確保するため、災害危険区域等の区域内にある既存不適格住宅等の移転を行う者に対し補助金を交付する地方公共団体に対して、交付金を交付する事業

補助対象

- (1) 除却等費
 - 危険住宅の除去などに要する費用で撤去費、動産移転費、仮住居費、跡地整備費等(限度額:780千円/戸)
- (2) 建設助成費
 - 危険住宅に代わる新たな住宅の建設(購入を含む。)のため、金融機関等から融資を受けた場合の利息に相当する額(借入利率:年8.5%を限度)
 - (限度額:4,060千円/戸(建物3,100千円/戸、土地960千円/戸)。ただし、特殊土地帯、地震防災対策強化地域、保全人家10戸未満の急傾斜地崩壊危険区域、出水及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項に基づき指定された推進地域による災害危険区域の場合:7,080千円/戸(建物4,440千円/戸、土地2,060千円/戸、敷地造成580千円/戸)。

補助要件

- (1) 対象地区要件
 - 建築基準法第39条第1項に基づき地方公共団体が条例で指定した災害危険区域
 - 建築基準法第40条の規定に基づき地方公共団体が条例で建築を制限している区域
 - 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条に基づき都道府県知事が指定した土砂災害特別警戒区域
- (2) 対象住宅要件
 - 既存不適格住宅
 - 建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、特定行政庁が是正勧告等を行った住宅

交付団体

都道府県、市町村

事業実施主体

市町村(市町村が事業主体となりがたい事情がある場合は都道府県。)

基本国費率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。

国:1/2、地方公共団体:1/2

D-14. 造成宅地滑動崩落緊急対策事業

事業概要

地盤の滑動崩落等により被害を受けた造成宅地において、再度災害を防止するために滑動崩落防止の緊急対策工事に対する支援。

補助対象

- ・東日本大震災により造成宅地に滑動崩落等が発生している地区における滑動崩落防止工事

補助要件

- ・地震時に滑動崩落するおそれの大きい造成宅地であって、次のいずれかに該当するもの
 - イ 盛土面積が3,000m²以上であり、かつ盛土上に存在する家屋が10戸以上であるもの
 - ロ 盛土をする前の地盤面の勾配が20度以上かつ盛土高さが5m以上であり、かつ家屋が5戸以上であるもの
- ・当該盛土の滑動崩落により、次のいずれかの施設に被害が発生するおそれのあるもの
 - イ 道路(高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道のうち指定市道及び迂回路のないもの(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項により指定された災害に限り迂回路のあるものも含む。))、河川、鉄道
 - ロ 地域防災計画に記載されている避難地又は避難路
 - ハ 家屋10戸以上(当該盛土上に存するものは除く)

交付団体

都道府県・市町村

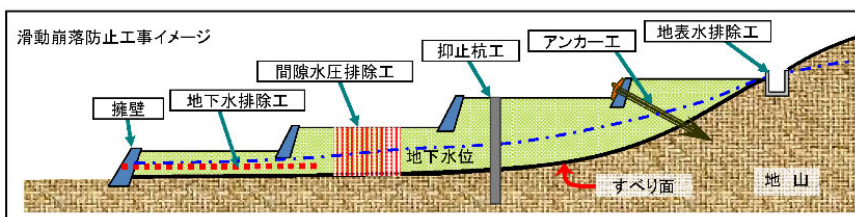
事業実施主体

都道府県・市町村

基本国費率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。

国:1/2(特別な場合は2/3※) ※ 放置すれば災害への対応に広域にわたり重大な支障をきたすおそれがあるような施設等の保護
地方公共団体と民間の負担割合については事業主体が任意に定めることが可能。



D-15. 津波復興拠点整備事業

事業概要

復興の拠点となる市街地（一団地の津波防災拠点市街地形成施設※）を用地買収方式で緊急に整備する事業に対して支援を行う津波復興拠点整備事業を創設。

補助対象

- ①津波復興拠点整備計画策定支援に要する費用：計画策定費、コーディネート費
- ②津波復興拠点のための公共施設等整備：地区公共施設整備、津波防災拠点施設整備等
- ③津波復興拠点のための用地取得造成

補助要件

津波により甚大な被災を受けた地域において、一団地の津波防災拠点市街地形成施設※として定められていること等。

※津波が発生した場合においても都市機能を維持するための拠点とするため、一団地の津波防災拠点市街地形成施設を都市計画法に基づく都市施設として位置づけ、収用の対象とする制度を法律制度として新設

交付団体

都道府県・市町村

事業実施主体

都道府県・市町村

基本国費率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。

国：1/2

地方公共団体：1/2

津波復興拠点イメージ

住宅・公益系



業務系



港湾エリア

本事業では、道路、公園、緑地のほか、津波防災まちづくりの拠点及び災害時の活動拠点として機能する施設等の整備を支援

D-16. 市街地再開発事業

事業概要

被災地の復興にあたり、被災地の限られた土地の有効利用を図りつつ、被災商店の再建や被災者の受け皿となる公的住宅等の一体的整備を推進する。

補助対象

- ① 商業施設、公的住宅等の施設建築物の整備に要する費用
 - ・ 調査設計計画費
 - ・ 土地整備費(除却費等)
 - ・ 共同施設整備費(共用通行部分、空地等の整備)
- ② 都市計画道路等の公共施設の整備に要する費用

補助要件

- ・ 原則として、地区面積が2,000㎡以上
- ・ 地区内の耐火建築物が概ね1/3以下 等

基本国費率

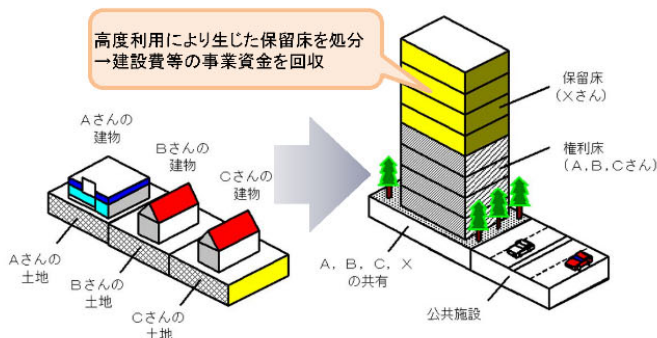
※別途、地方負担軽減措置を講じる。

国：2/5

地方公共団体：2/5

民間事業者等：1/5

一般的な市街地再開発事業のイメージ



交付団体

都道府県、市町村

事業実施主体

都道府県、市町村、民間事業者等

D-17. 都市再生区画整理事業（被災市街地復興土地区画整理事業等）

事業概要

広範かつ甚大な被災を受けた市街地の復興に対応するため、それぞれの地域の復興ニーズに的確に対応し、被災市街地復興土地区画整理事業等により緊急かつ健全な市街地の復興を推進する

都市再生区画整理事業

- 緊急防災空地整備事業 : 土地区画整理事業が予定される地区において、防災性向上及び土地区画整理事業の促進を図ることを目的に公共施設充当地を取得し、緊急に防災空地を整備する事業
- 都市再生事業計画案作成事業 : 土地区画整理事業を実施するための事業計画の案の作成に関する事業
- 被災市街地復興土地区画整理事業 : 大規模な災害により被災した市街地の復興を促進するために行う土地区画整理事業等

補助対象・補助要件

- 緊急防災空地整備事業 ※下線部は東日本大震災の復興に係る制度拡充
土地区画整理事業予定地において、緊急防災空地の用地を取得するのに要する費用（減価補償地区以外も対象）
- 都市再生事業計画案作成事業
土地区画整理事業を実施するための事業計画の案の作成に要する費用
- 被災市街地復興土地区画整理事業
区画道路、公園等の公共施設を用地買収方式で整備した場合の事業費等を限度額として事業を支援
津波防災整地費：津波により甚大な被災を受けた地域において、一定以上の計画人口密度（40人/ha）などの必要な要件を満たした場合に限り、防災上必要な土地の高上げ費用（津波防災整地費）を限度額に追加

交付団体

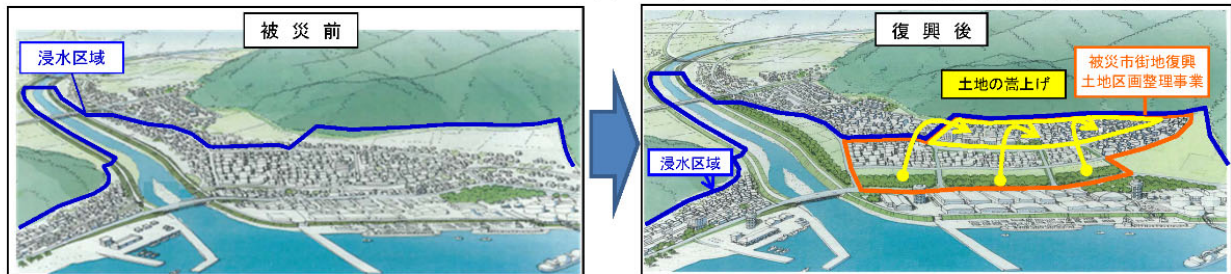
都道府県・市町村

事業実施主体

都道府県・市町村 等

基本国費率

国：1/2、地方公共団体：1/2 ※別途、地方負担軽減措置を講じる。



D-18. 都市再生区画整理事業（市街地液状化対策事業）

事業概要

東日本大震災による地盤の液状化により著しい被害を受けた地域において、再度災害の発生を抑制するため、土地区画整理事業で行う道路・下水道等の公共施設と隣接宅地等との一体的な液状化対策を推進する。

補助対象

- 敷地境界、基準点等の混乱が著しい地域において、地籍整備と液状化対策を合わせて行う土地区画整理事業に対する支援（被災市街地復興土地区画整理事業の国費算定対象及び交付対象経費（道路、公園等の公共施設整備費等）に液状化対策事業計画に基づき実施される事業に要する経費として液状化対策推進工事費を追加）

補助要件

- ①液状化対策事業計画※の区域内で行うもの
- ②公共施設と宅地との一体的な液状化対策が行われていると認められるもの

※液状化対策事業計画の策定に当たっては、第三者の意見を求める機関として学識経験者から構成される委員会を設置し、当該計画に対して意見を聴くものとする。

交付団体

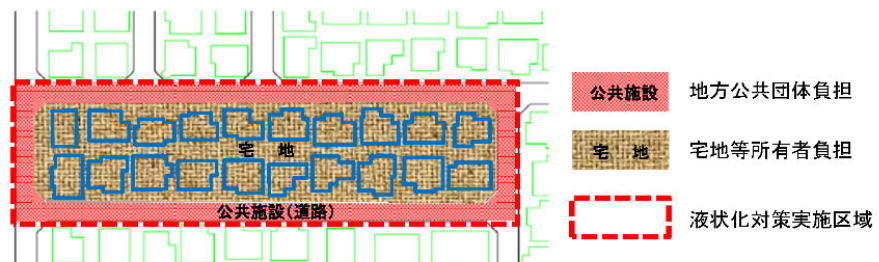
都道府県・市町村

事業実施主体

都道府県、市町村
又は土地区画整理組合等

基本国費率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。
国：1/2、地方公共団体：1/2



公共施設と宅地との一体的な液状化対策の費用負担イメージ
ただし、民間宅地内において実施する公共施設の液状化対策費については公費で負担

D-19. 都市防災推進事業（市街地液状化対策事業）

事業概要

東日本大震災による地盤の液状化により著しい被害を受けた地域において、再度災害の発生を抑制するため、道路・下水道等の公共施設と隣接宅地等との一体的な液状化対策を推進する。

補助対象

- ①液状化対策事業計画※の案の作成（付随する調査含む）及びコーディネートに要する費用に対する支援
- ②液状化対策事業計画に基づき実施される以下の補助要件を満たす事業（設計費・工事費）及び付随する調査に要する費用に対する支援

補助要件

- ①液状化対策事業計画※の区域内で行うもの
- ②液状化対策事業計画の区域の面積が3,000㎡以上でありかつ、区域内の家屋が10戸以上であるもの
- ③液状化対策事業計画の区域内の宅地について所有権を有する全ての者及び借地権を有する全ての者のそれぞれ3分の2以上の同意が得られているもの
- ④公共施設と宅地との一体的な液状化対策が行われていると認められるもの

※液状化対策事業計画の策定に当たっては、第三者の意見を求める機関として学識経験者から構成される委員会を設置し、当該計画に対して意見を聴くものとする。

交付団体

都道府県・市町村

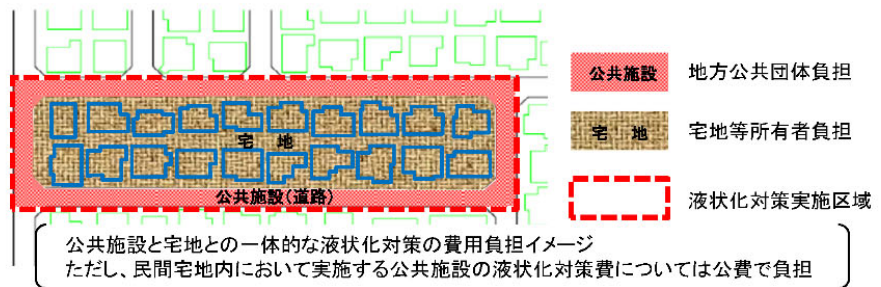
事業実施主体

都道府県・市町村

基本国費率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。

国：1/2，地方公共団体：1/2



D-20. 都市防災推進事業（都市防災総合推進事業）

事業概要

避難行動調査等により科学的知見に裏付けられた計画策定、住民の合意形成等のコーディネートに対する支援や、計画に位置付けられた市街地の防災性の向上のための地区公共施設等整備などに対する支援を行う。

補助対象

- ①津波等に対する市街地の災害危険度判定に関する調査
- ②地区住民等に対する啓発活動、協議会の活動に対する助成、地区のまちづくり方針作成
- ③道路、公園等の地区公共施設や防災まちづくり拠点施設等の整備
- ④災害に強いまちへの再生や地域活力の早期復興のための復興まちづくり計画の策定（付随する調査を含む）やコーディネート、地区公共施設や高質空間形成施設（植栽・緑化施設、せせらぎ・カスケード、カラー舗装・石畳、照明施設、ストリートファニチャー・モニュメント等）、防災・復興まちづくり拠点施設、共同施設・修景施設等の施設整備等



補助要件

- ①～③については、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域・観測強化地域・特定観測地域※、指定市、県庁所在の市、DID地区のいずれかに該当する地区（※③は独立した家屋が10戸以上隣接している地域）

交付団体

都道府県・市町村

事業実施主体

都道府県・市町村等

基本国費率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。

国：1/3、地方公共団体：2/3（①、②、③の用地費（地区公共施設）、④の景観区域等を除く高質空間形成施設・復興まちづくり支援施設）

国：1/3、地方公共団体：1/3、民間団体等：1/3（③と④の間接補助）

国：1/2、地方公共団体：1/2（上記以外）



D-21. 下水道事業

事業概要

東日本大震災を踏まえ、被災した地方公共団体における下水管の耐震化、水処理施設の耐震補強等に対する支援を行う。

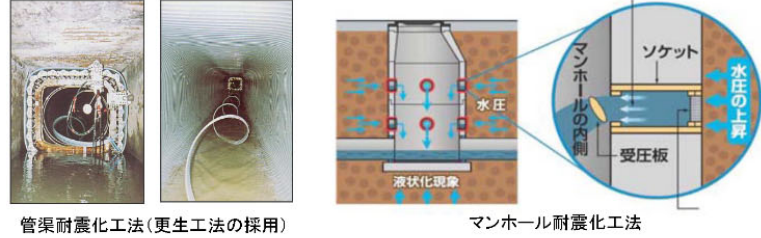
補助対象

下水道施設の設置・改築

補助要件

(下水道)
下水道法施行令第24条の2に定める
主要な管渠
(処理場)
門、さく、へいを除く処理施設

管渠の耐震化イメージ



交付団体

市町村

事業実施主体

市町村

基本国費率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。

[下水道]

国:1/2,地方公共団体:1/2

[下水処理場]

国:5.5/10又は1/2,地方公共団体:4.5/10又は1/2

下水処理場の耐震化イメージ



水処理施設の耐震補強(コンクリート打ち増し)

D-22. 都市公園事業

事業概要

被災地の復興において津波災害に強い地域づくりを推進するため、津波被害を軽減する機能を有する都市公園(津波防災緑地)の整備等について支援する。

補助対象

- ①施設整備 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第31条各号に定める補助対象施設の整備
- ②用地取得 都市公園の用地取得(公共施設管理者負担金を含む)

補助要件

【面積】原則として、2ha以上の公園であること

【総事業費】総事業費が、1箇所当たり2.5億円以上の事業(県事業は5億円以上)であること

東日本大震災復興特別区域法に規定する復興整備計画又は復興交付金事業計画の

区域内で行われる場合は、市町村における都市公園等の整備水準に関わらず補助対象とする。

交付団体

都道府県・市町村

事業実施主体

都道府県・市町村

基本国費率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。

【施設整備】 国:1/2,地方公共団体:1/2

【用地取得】 国:1/3,地方公共団体:2/3

◀東日本大震災で見られた公園緑地による津波被害軽減効果の例▶



津波を減衰し、漂流物を捕捉することにより、住宅地への直接的な被害を軽減した樹林帯(気仙沼市)



津波による浸食を免れ、地域住民等の避難地としても機能した都市公園内の丘(仙台市)

D-23. 防災集団移転促進事業

事業概要

東日本大震災により被災した地域において、住民の居住に適当でないと認められる区域内の住居の集団移転を支援する事業

補助対象

- ①住宅団地(住宅団地に関連する公益的施設を含む)の用地取得及び造成に要する費用(移転者等に分譲する場合も分譲価格(市場価格)を超える部分は補助対象)
- ②移転者の住宅建設・土地購入に対する補助に要する経費(借入金の利子相当額)
- ③住宅団地に係る道路、飲用水供給施設、集会施設等の公共施設の整備に要する費用
- ④移転促進区域内の農地及び宅地の買取に要する費用(当該移転促進区域内のすべての住宅用途に係る敷地を買い取る場合に限る)
- ⑤移転者の住居の移転に関連して必要と認められる作業所等の整備に要する費用
- ⑥移転者の住居の移転に対する補助に要する経費
- ⑦計画策定費

補助要件

・住宅団地の規模が5戸以上(移転しようとする住居の数が10戸を超える場合には、その半数以上の戸数。)

交付団体

都道府県・市町村

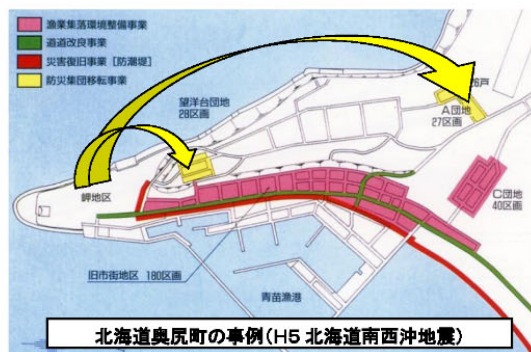
事業実施主体

都道府県・市町村

基本国費率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。

国:3/4、地方公共団体:1/4



E-1. 低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業

事業概要

復興地域の浄化槽整備を促進するため、被災地域において低炭素社会対応型浄化槽等を設置する者に対し設置費用を助成する事業(個人設置型)や、市町村が設置主体となって浄化槽の整備を行うために必要な費用を助成する事業(市町村設置型)を実施。

補助対象

低炭素社会対応型浄化槽(ブロワの消費電力が従来型より少ない省エネ型浄化槽)等の設置

補助要件

- 個人設置型
復興交付金事業計画により定められた地域における、低炭素社会対応型浄化槽等の整備事業であること。
- 市町村設置型
復興交付金事業計画により定められた地域における、低炭素社会対応型浄化槽の整備事業であること。

交付団体

市町村

事業実施主体

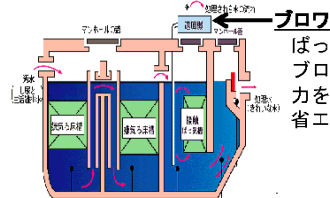
市町村

基本国費率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。

- 個人設置型: 設置費用の4割のうち、
国1/2、市町村1/2(低炭素社会対応型浄化槽)
国1/3、市町村2/3(通常型浄化槽)
- 市町村設置型: 設置費用のうち、国1/2、市町村12/30

■低炭素社会対応型浄化槽



ばっ気のためのブロワの消費電力を削減できる省エネ浄化槽

■個人設置型(国庫助成対象額:設置費用の4割)

個人負担 : 6割	地方負担 1/2	国庫助成 1/2
-----------	-------------	-------------

※通常型浄化槽設置の場合 2/3 1/3

■市町村設置型(国庫助成対象額:設置費用の10割)

個人負担 1割	地方負担 12/30	国庫助成 1/2
------------	---------------	-------------